

フリースクール等の利用料への支援について

資 料 1 0
令和 7 年 5 月 7 日
教 育 局

不登校児童生徒の学びの保障や社会的自立の促進を図るため、経済的困難を抱える世帯の児童生徒がフリースクール等を利用した際に、利用料の一部を補助する市町村に対して補助を行うもの

【事業内容】

1 支援対象世帯

フリースクール等を利用する小学生・中学生のいる以下の世帯

- ① 生活保護受給世帯
- ② 就学援助受給世帯
- ③ 住民税所得割非課税世帯
- ④ 児童扶養手当受給世帯

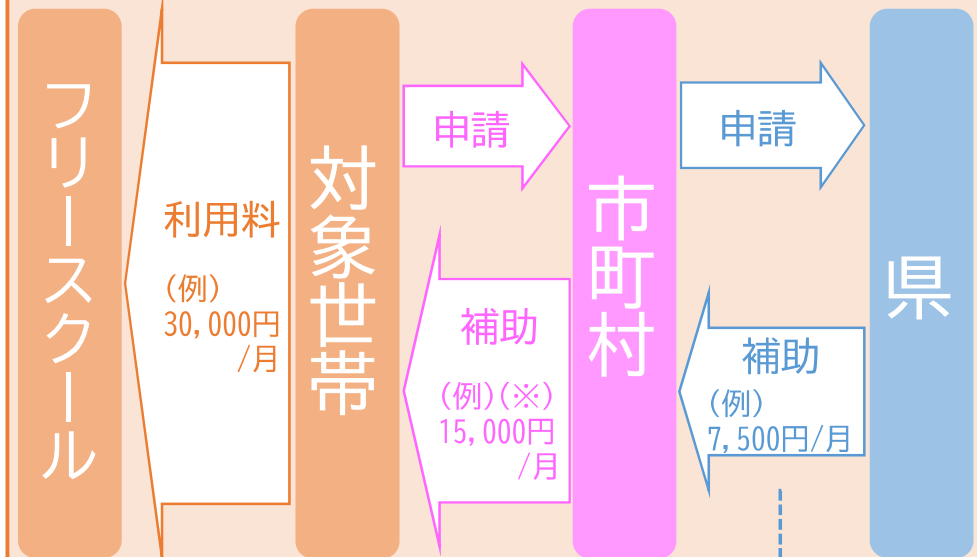
2 補助対象経費

1 の世帯がフリースクール等に支払う毎月の利用料（入学料、教材費、施設整備を除く）に対し、市町村が補助した経費

3 市町村への補助額

児童生徒一人につき、市町村が補助した経費の1/2又は7,500円/月のいずれか低い額

【事業スキーム（概略）】



(※)市町村から対象世帯への補助額の例は、市町村が交付要綱で1/2とした場合です。

【スケジュール（概略）】

